3　「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減事由を「当期仕入高による増加」若しくは「預託等取引契約の満了による再売買（預託者からの買取り）による増加」等、又は「預託等取引契約の締結による減少」等のように脚注すること。

4　減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。

5　特定商品及び施設利用権の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。

6　「科目」の欄には、預託等取引契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権（すなわち、預託等取引契約の対象資産となる在庫）が「様式第２　貸借対照表」において現に表示されている科目（例えば、「商品」、「仕掛品」等の科目）を記載すること。

【表２】について

1　【表１】に記載した科目の内訳を記載すること。ただし、預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権と異なる種類のものについては記載を要しない。

2　「科目」の欄には、【表１】についての（記載上の注意）６と同様の内容を記載すること。

3　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量及び資産の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。

4　「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減の事由を「当期仕入高による増加」若しくは「預託等取引契約の満了による再売買（預託者からの買取り）による増加」等、又は「預託等取引契約の締結による減少」等のように脚注すること。

5　減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。

6　資産の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。

2　投資の明細

（単位：円）

区　分	投資先	保有目的区分	期　首残　高	当　期増加額	当　期減少額	減　損（評価損）	期　末残　高	時　価（実質価額）
投資有価証券								
関係会社株式	（　）							
出資金								
関係会社出資金	（　）							
合　計								

（記載上の注意）

1　期首又は期末のいずれかに残高がある投資有価証券、関係会社株式、出資金及び関係会社出資金等について作成すること。

2　「投資先」の欄には、投資先の名称を記載すること。ただし、関係会社株式及び関係会社出資金については、これに加えて内書（括弧書）として、親会社（会社法(平成17年法律第86号)第２条第４号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）、子会社（会社法第２条第３号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）、関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第18号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）又はその他の関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること。

3　「保有目的区分」の欄には、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式若しくは関連会社株式又はその他有価証券の分類を記載すること。

4　「減損（評価損）」及び「時価（実質価額）」の欄には、金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）の有価証券（株式その他の出資証券及び公社債等）の分類に従い算定された価額を記載すること。

5　区分ごとにまとめて、時価の算定方法を脚注すること。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められる場合には、その旨及びその理由を脚注すること。

3　有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：円）

区分	資産の種　類	期首帳簿価額	当　期増加額	当　期減少額	当　期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産					（　）			
					（　）			
	計				（　）			
無形固定資産					（　）			
					（　）			
	計				（　）			

（記載上の注意）

1　「期首帳簿価額」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末帳簿価額」の各欄は帳簿価額によつて記載し、期末帳簿価額と減価償却累計額の合計額を「期末取得原価」の欄に記載すること。

2　有形固定資産若しくは無形固定資産の期末帳簿価額に重要性がない場合、又は有形固定資産若しくは無形固定資産の当期増加額及び当期減少額に重要性がない場合には、「期首帳簿価額」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。この場合には、その旨を脚注として記載すること。

3　当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額については「減価償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載すること。

4　合併、会社分割、事業の譲受け又は譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による重要な増減があつた場合には、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額を脚注すること。

5　投資その他の資産に減価償却資産が含まれている場合には、当該資産についても記載することが望ましい。この場合には、表題を「有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細」等に適宜変更すること。